

# 令和 7 年度厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス 対象候補事業（概要）

令和 7 年 4 月

厚生労働省大臣官房会計課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次

	事業名	所管部局	頁
①	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（テレワーク普及促進等対策）	雇用環境・均等局	1
②	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（医療費適正化対策推進関係事業・保険者協議会事業）	保険局	3
③	認知症総合戦略推進事業	老健局	4
④	療養生活環境整備事業	健康・生活衛生局	5
⑤	受動喫煙防止対策助成金等	労働基準局	8
⑥	介護テクノロジー開発等加速化事業	老健局	9
⑦	医療情報セキュリティ等対策経費	医政局	10
⑧	国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業	感染症対策部	12
⑨	地域健康危機管理対策事業	健康・生活衛生局	13
⑩	経済協力開発機構等拠出金事業（世界抗結核薬基金（GDF））	大臣官房国際課	16
⑪	中高年世代活躍応援プロジェクト	人材開発統括官	17
⑫	生涯現役支援窓口事業	職業安定局	18
⑬	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業	労働基準局	19
⑭	血液安全・安定供給等推進事業	医薬局	20
⑮	社会事業大学経営等委託費	社会・援護局（社会）	22
⑯	精神障害者保健福祉対策	障害保健福祉部	26
⑰	障害者総合福祉推進事業	障害保健福祉部	32
⑱	中国残留邦人等に対する支援給付事業	社会・援護局（援護）	33

# 人材確保等支援助成金 (テレワークコース) の概要

令和7年度当初予算額 1.3億円 (2.2億円) ※ ()内は令和6年度当初予算額

労働保険特別会計			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

- 多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

## 2 事業の概要

○令和7年度は制度導入助成及び目標達成助成に重点化

**制度導入助成** 下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
【新規導入企業】 ○テレワーク制度導入要件 ・就業規則におけるテレワーク制度の整備 ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 ・評価期間 (3か月) に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ・評価期間 (3か月) に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 【テレワーク導入済み企業】 ○テレワークの実施拡大に関する要件 ・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充 (そのためのコンサルティングを含む) ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 ・評価期間 (3か月) における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加	20万円

**目標達成助成** 下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
・評価期間後の離職率が30%以下かつ評価期間前を上回っていないこと ・評価期間後のテレワーク実施率が評価期間中の実績を下回っていないこと 等	10万円 <※15万円> ※左記に加え賃上要件達成時

# ①労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) 2/2

## テレワーク・ワンストップ・サポート事業

令和7年度当初予算額 1.3億円 (1.4億円) ※ ()内は令和6年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

### 1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

#### ① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

#### ② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

#### ③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

#### ④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和5年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：14,090件

#### ⑤ テレワークの労務管理に関する総合実態調査

適正な労務管理下におけるテレワークの普及のため、今後における適切な施策の展開に必要な実態調査を実施

#### 実施主体：民間事業者等

#### テレワーク相談センター



- ・都道府県労働局
- ・都道府県働き方改革

#### 適正な労務管理下におけるテレワークの実施



#### 企業等に対する支援

- ・相談対応（窓口、電話、メール）
  - ・テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
  - ・全国セミナー・個別相談会の開催
  - ・総合ポータルサイトの運営 等
- 推進支援センター 等

## ②高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 （医療費適正化対策推進関係事業・保険者協議会事業） 1/1

### 保険者協議会における保健事業の効果的な実施支援事業

令和7年度当初予算額 1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

○ 保険者協議会は、都道府県単位で保険者横断的に住民の予防・健康づくりと医療費適正化を推進する取組を行っている。保険者が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県内の医療費の調査分析など、保険者が行う加入者の健康の保持増進や医療費適正化の効果的な取組を推進するために必要な体制を確保できるよう、補助するものである。

※1 都道府県内の医療費の適正化については、被用者保険を含め、都道府県と保険者が同じ意識をもって共同で取り組む必要がある。こうした観点から、保険者と後期高齢者広域連合が都道府県ごとに共同で「保険者協議会」を組織し（高齢者の医療の確保に関する法律）、都道府県や必要に応じて医療関係者等の参画も得て会議を開催している。

※2 第3期（2018～2023年）の医療費適正化計画からは、都道府県が医療費適正化計画の策定に当たって、保険者協議会に事前に協議することとなった。また、都道府県は、計画に盛り込んだ施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者協議会を通じて、保険者、医療関係者等に必要な協力を求めることができることとされている。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

##### 【保険者協議会が行う事業（補助率）】

###### ◇保険者協議会の開催等（1/2）

医療計画（地域医療構想）、医療費適正化計画への意見提出に係る、専門家等を活用したデータ分析、意見聴取等を行うための保険者協議会、専門部会等の開催

###### ◇データヘルスの推進等に係る事業（2/3）

保険者等が実施する、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の推進を図るために実施する事業等

###### ◇特定健診に係る受診率向上等のための普及啓発に係る事業（1/2）

特定健診の受診率向上等のため、保険者等が共同して行う積極的な普及・啓発活動等

###### ◇特定健診等の円滑な実施のための事業（1/2）

保険者等への情報提供を迅速かつ効率的に実施するためのHPの作成等

###### ◇特定保健指導プログラム研修等事業（1/2）

特定保健指導を行う医師、保健師及び管理栄養士等に対するプログラム習得のための研修の実施

###### ◇特定健診と各種検診の同時実施の促進事業（1/2）

被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施等

###### ◇保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業（1/2）

かかりつけ医等と保険者が協働し、予防健康づくりに必要な保健指導や地域の相談支援等の活用を推進

医療関係者等の協力も得て、協議会を活用しながら、健康増進や医療費分析等を推進

##### 保険者協議会（都道府県ごとに設置）

（都道府県の実情に配慮して構成）

- ・ 都道府県
  - ・ 協会けんぽ
  - ・ 健保組合
  - ・ 健保連支部
  - ・ 市町村国保
  - ・ 国保組合
  - ・ 国保連合会
  - ・ 共済組合
  - ・ 後期高齢者広域連合
- （参画を働きかけ）
- ・ 医療関係者 など

実施主体等

【実施主体】保険者協議会

拡充

# 認知症総合戦略推進事業

令和7年度当初予算額 5.5億円 (5.5億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に閣議決定した認知症施策推進基本計画に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制等を整備し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要(実施主体 ※民間団体等へ委託可)】 ※下線は令和7年度拡充分

1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 (都道府県)

(主な事業内容)

- ・ 広域の見守りネットワークの構築
- ・ 専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
- ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築

2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 (都道府県、指定都市)

3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 (都道府県、指定都市)

- (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
- (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
- (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
- (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
- (5) 若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組

(主な取組例)

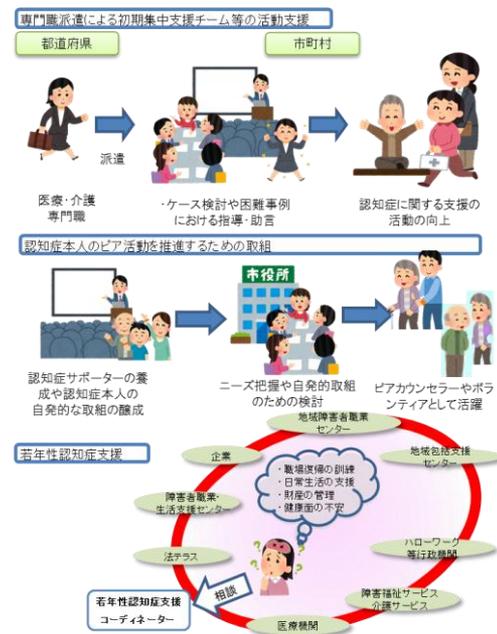
- ・ 通所介護事業所と若年性認知症の人の活動(就労)の場を提供する企業とのマッチング等を行う取組
- ・ 若年性認知症の人の家事・育児等の日常生活に関する支援等を行う取組

4 認知症本人のピアサポート活動の促進 (都道府県、指定都市)

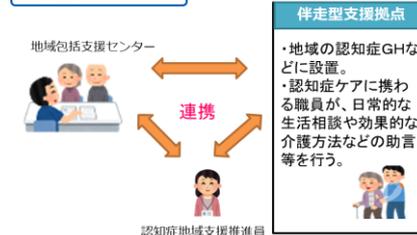
従前からのピアサポート活動の事業に加えて、活動を更に推進していくためのピアサポーターの人材育成等の取組をモデル的に実施する事業の創設

5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進 (市町村)

【負担割合】 国1/2 ※3(4)のみ定額



認知症伴走型支援事業



○難病法において療養生活環境整備事業として位置づけているものは以下のとおり。

(1) 難病相談支援センター事業(令和7年度予算額 6.7億円)

- ・ 日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における支援対策を推進する。

(2) 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業(令和7年度予算額 0.1億円)

- ・ 難病の患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、都道府県等が、当該事業のカリキュラムに基づき特別研修を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業(令和7年度予算額 1.3億円)

- ・ 人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図るため、診療報酬で定められた回数(原則として1日につき3回)を超える訪問看護が行われた場合に必要な費用を交付する。

(4) 指定難病要支援者証明事業(令和7年度予算 0.03億円)

- ・ 指定難病の患者に対し「登録者証」を交付し、指定難病にかかっている事実等を証明することで、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにする。

(参考)難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)(抜粋)

(療養生活環境整備事業)

第二十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、療養生活環境整備事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

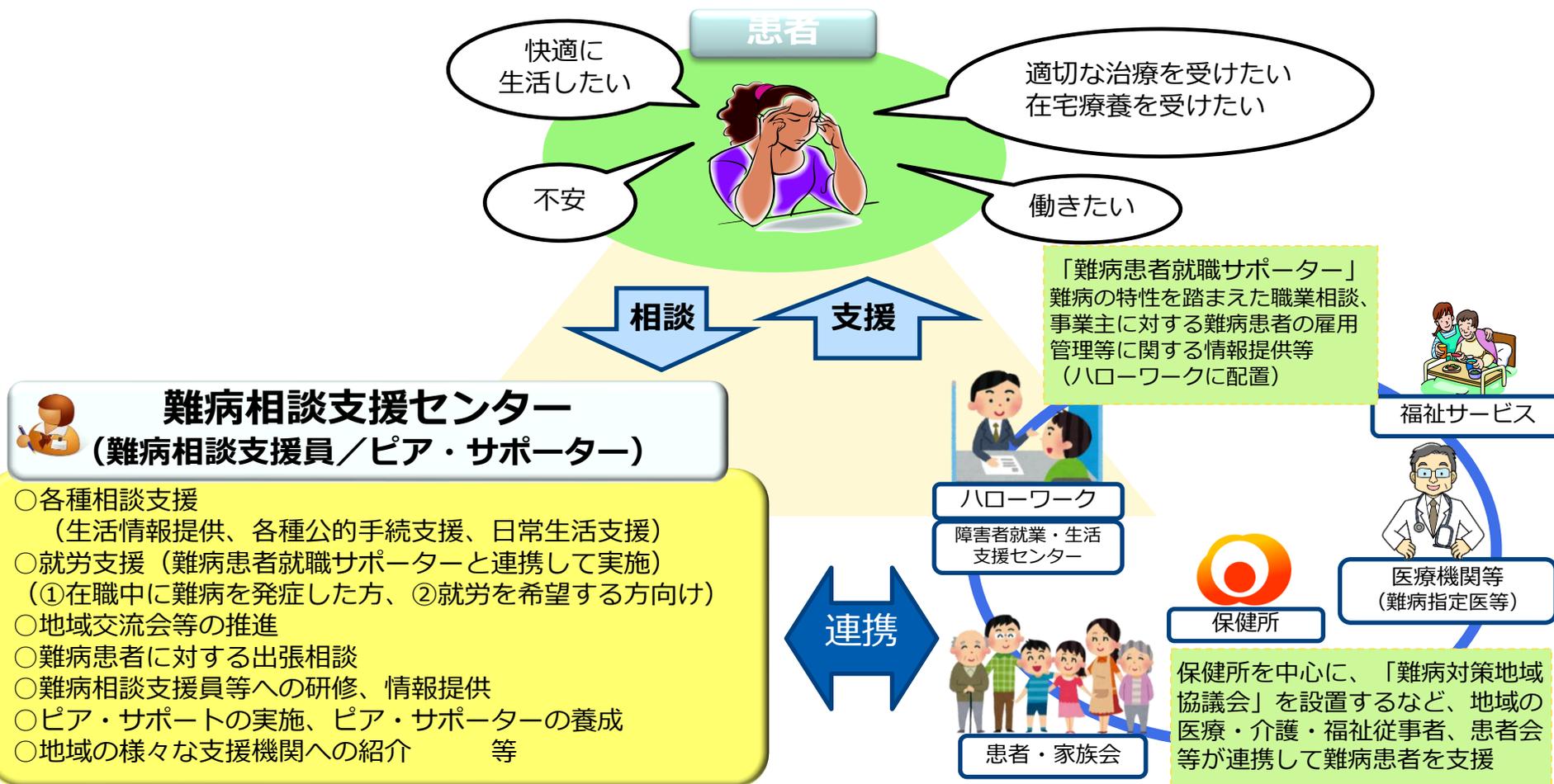
- 一 難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 二 難病の患者に対する保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業
- 三 適切な医療の確保の観点から厚生労働省令で定める基準に照らして訪問看護(難病の患者に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下この号において同じ。)を受けることが必要と認められる難病の患者につき、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護を行う事業

2 都道府県は、前項に規定する事業のほか、療養生活環境整備事業として、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、指定難病要支援者証明事業(指定難病の患者に対し、指定難病にかかっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業をいう。)を行うよう努めるものとする。

3～5 (略)

# 療養生活環境整備事業（難病相談支援センター事業）

- 難病相談支援センターは、難病の患者の療養や日常生活上の様々な問題について、患者・家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行う機関である。
- 現在、都道府県・指定都市に概ね1カ所設置されており、難病の患者等の様々なニーズに対応するため、地域の様々な支援機関と連携して支援を実施。



## 難病相談支援センターの運営形態別の設置状況

- 難病相談支援センターの運営形態には、大きく分けて、①医療機関委託、②自治体直接運営、③患者・支援者団体委託、の3つのタイプがある。

### ①医療機関委託

#### 12自治体（22カ所）

- ・群馬県    ・埼玉県    ・千葉県    ・東京都
- ・神奈川県    ・長野県    ・兵庫県    ・鳥取県
- ・広島県    ・愛媛県    ・千葉市    ・神戸市

### ②自治体直接運営

#### 14自治体（14カ所）

- ・茨城県    ・栃木県    ・石川県    ・福井県
- ・京都府    ・奈良県    ・和歌山県    ・山口県
- ・徳島県    ・香川県    ・鹿児島県    ・浜松市
- ・岡山市    ・北九州市

※同一の自治体内において、複数の保健所を難病相談支援センターとして指定している場合は、まとめて1カ所としてカウント。

#### 24自治体（24カ所）

- ・北海道    ・青森県    ・岩手県    ・宮城県
- ・秋田県    ・山形県    ・福島県    ・埼玉県
- ・東京都    ・新潟県    ・山梨県    ・岐阜県
- ・静岡県    ・三重県    ・滋賀県    ・大阪府
- ・高知県    ・佐賀県    ・長崎県    ・熊本県
- ・宮崎県    ・沖縄県    ・仙台市    ・静岡市

#### 8自治体（9カ所）

- ・富山県    ・愛知県    ・島根県    ・岡山県
- ・香川県    ・福岡県    ・大分県    ・堺市

※医師会等の公益法人や社会福祉協議会等へ委託により実施している場合など

### ③患者・支援者団体委託

### ④その他

※47都道府県、18指定都市が設置。2指定都市が未設置。

※設置している18指定都市の内、10指定都市（札幌市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、広島市、福岡市、熊本市）が道府県と共同設置。

※東京都及び埼玉県は①及び③の、香川県は②及び④の運営形態でそれぞれ設置。

※未設置であるさいたま市及び大阪市は、府県内のセンターで対応。

（資料出所）厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課調べ（R5.4.1時点）

# ⑤受動喫煙防止対策助成金等 1/1

## 受動喫煙防止対策助成金等

令和7年度予算額 1.6億円 (1.7億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

### 1 事業の目的

- 職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされ、当該努力義務に基づく取組を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。
- 令和2年度までは、全ての中小企業の第二種施設(学校、病院、児童福祉施設及び行政機関の庁舎以外の施設)を対象に交付を行っていたが、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止の義務化等が盛り込まれた改正健康増進法が令和2年4月より完全施行された後の令和3年度以降は、同法により適用が猶予される既存の小規模飲食店のみを対象とし、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対して国の援助を引き続き実施する必要がある。

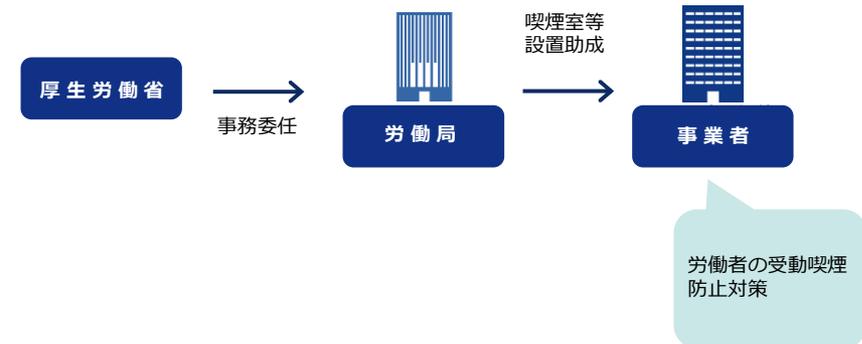
### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

#### 受動喫煙対策推進助成金

- 健康増進法により適用が猶予される既存の小規模飲食店を営む事業者に対し、喫煙室等を設置するための費用の一部を助成する。

※助成率: 2/3(主たる業種が飲食店以外の場合1/2)  
助成上限額: 1,000千円

※受動喫煙対策推進指導員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。



⑥介護テクノロジー開発等加速化事業 1/1

介護テクノロジー開発等加速化事業（旧：介護ロボット開発等加速化事業）

令和7年度当初予算額 3.2億円（4.9億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 5.8億円

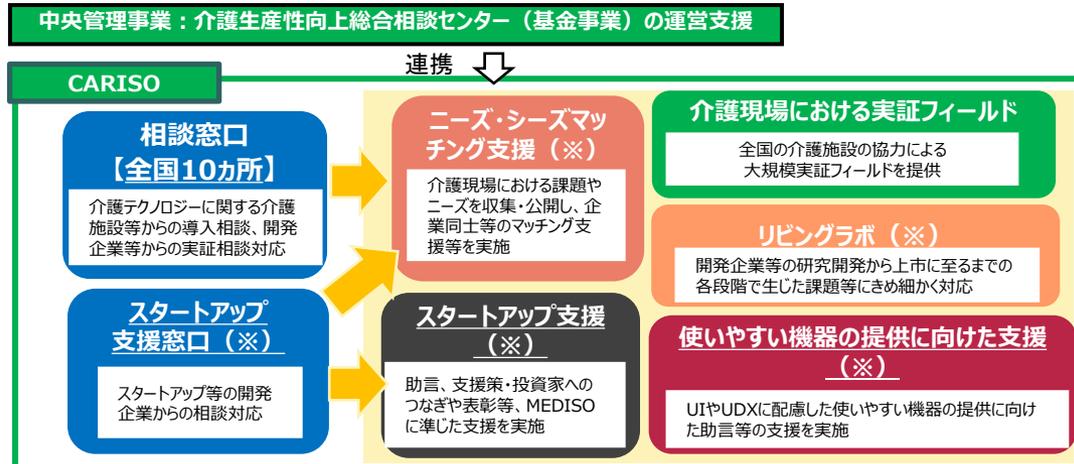
1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では(1)R6年度補正予算において実施するCARISO（CARE Innovation Support Office）を運営し、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行うとともに、(2)介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業
- 相談窓口の整理（全国15→10箇所）
  - 地域における介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の支援事業（中央管理事業）
  - 介護現場における実証フィールドの提供
- (2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
- 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

プラットフォーム事業の機能を補完し、介護ロボットの開発・普及の各段階にて必要となる各種支援を実施

- ① 地域フォーラムの開催
- ② 介護ロボット開発企業連絡会・全国フォーラムの実施
- ③ 介護ロボット開発・導入の助成金調査、介護ロボット選定の選定に資する表示項目の策定・周知

効果測定事業（※）

大規模実証 実証フィールド施設等の協力を得て、介護ロボット導入の大規模実証を実施、検証

実施主体



- ・下線は令和7年度拡充分
- ・右記の（※）書き事業は令和6年度補正予算により実施

新規

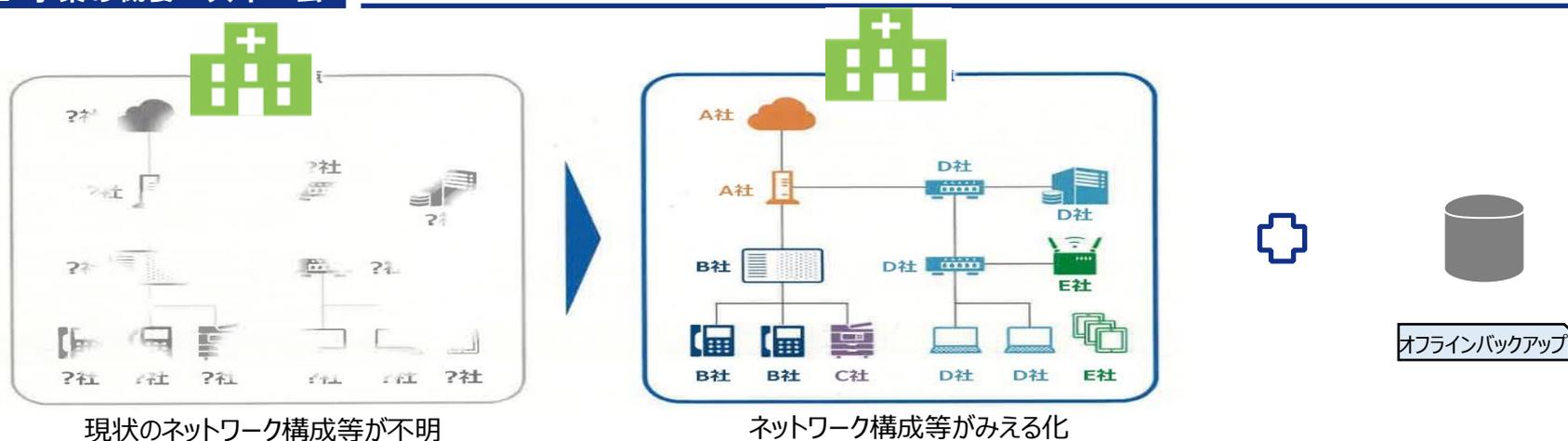
# 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

令和7年度予算額 11.0億円 (-) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 13億円

## 1 事業の目的

- 厚生労働省では、医療機関に対して委託先事業者と連携し、全ての外部ネットワーク接続点を確認することを求めているところ。
- 中・大規模病院は多数の部門システムで構成されているため、各システムを提供する事業者と個別に連携しても、全てのネットワーク接続を俯瞰的に把握することは困難である可能性がある。
- ランサムウェア対策にはオフラインバックアップが有効であることを踏まえ、厚生労働省では、医療機関に対して、オフラインでのバックアップデータの保存を求めている。
- 医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

拡充

# 医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

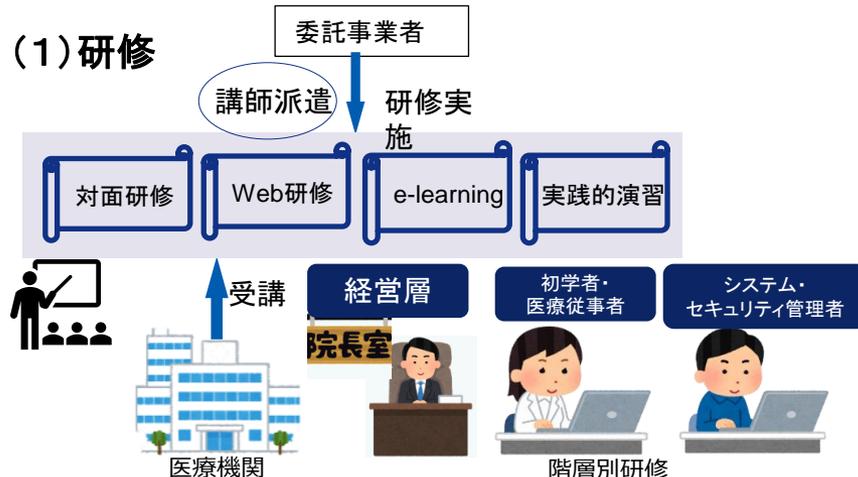
令和7年度予算額 1.0億円 (1.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。
- 医療機関の医療情報システムがランサムウェアに感染すると、保有するデータ等が暗号化され、電子カルテシステム等が利用できなくなることにより、診療を長時間休止せざるを得なくなることから、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の充実が喫緊の課題となっている。
- 医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図るべく、医療従事者や経営層等へのセキュリティ対策研修の実施、及び医療機関においてサイバーセキュリティインシデントが発生した際の初動対応支援を実施することを目的とする。

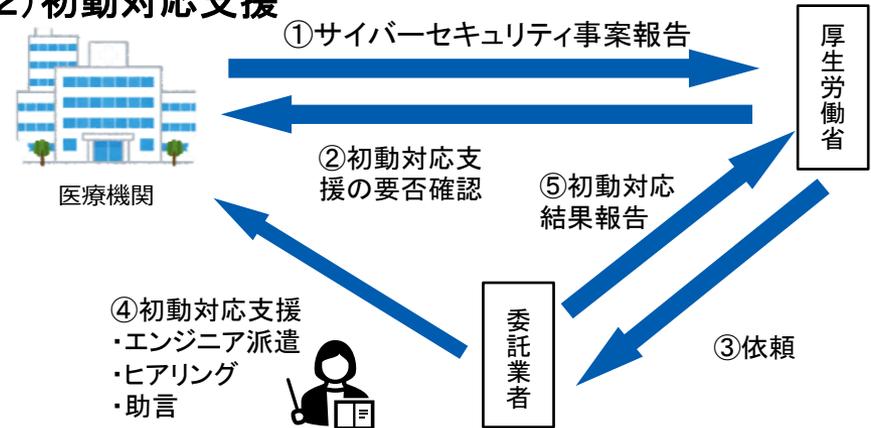
## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 研修



※事業の拡充としては、サイバーセキュリティインシデントに備えた、情報セキュリティ担当者向けの実践的演習の追加である。

### (2) 初動対応支援



## 3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

## 4 事業実績

- ◆ 研修受講者数：約9500人（約9000人） ◆ 初動対応支援数：4件（2件）
- ※ 令和6年度実績 ※ 令和6年度実績（随契期間含む）
- 括弧は令和5年度 括弧は令和5年度

# ⑧国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業 1/1

拡  
充

## 国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業

令和7年度当初予算額 2.0億円 (2.0億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 0.6億円

### 1 事業の目的

- 海外で国際的に脅威となり得る感染症が発生した場合、国内への侵入・流行を阻止するため、まん延地域での情報収集及び分析が重要となるが、新型コロナウイルス感染症が当初中国国内で発生した際、既存の情報収集体制だけでは限界や課題があった。
- 今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する」ことが明記された。
- これを踏まえ、海外での感染症発生時等において迅速かつ効率的な情報収集体制を構築するため、感染症専門人材の海外調査派遣及び育成強化のための研修を実施し、感染症インテリジェンス体制の強化を行う。
- また、感染症対策(公衆衛生、臨床、危機管理)や危機対応医薬品等(知財、ワクチン・診断・治療方法等の新技術の開発状況等)に関する成果を集約・分析・提供する体制を強化を行う。
- あわせて、今般の能登半島地震を受け、国内の感染症対策支援サービス(IRS)、特に災害時の国内派遣サービスの強化も図る必要がある。

### 2 事業の概要

【主な事業内容】下線事業の令和7年度の拡充を行う

- ① 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、感染症インテリジェンス体制の強化を行う。
  - ・海外での感染症発生時の迅速なリスクアセスメント等のための海外調査派遣
  - ・WHO GOARNミッションへの専門家派遣、GOARN研修等の国内開催、国内外の感染症情報の集約・分析・提供を行う中枢となる感染症インテリジェンス体制の整備【体制拡充】
  - ・国内の感染症対策の政策立案に活かすとともに、行政・医療機関・国民等に早期に情報提供し、効果的なリスクコミュニケーションを実施
  - ・感染症専門人材の育成強化、研修実施
  - ・感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラムの運営支援
- ② 能登半島地震を契機とし、災害時の国内派遣サービスの強化を行う。
  - ・国内における感染症発生時及び平時の感染症対策支援サービス(IRS)の整備【派遣人数、回数の増加】

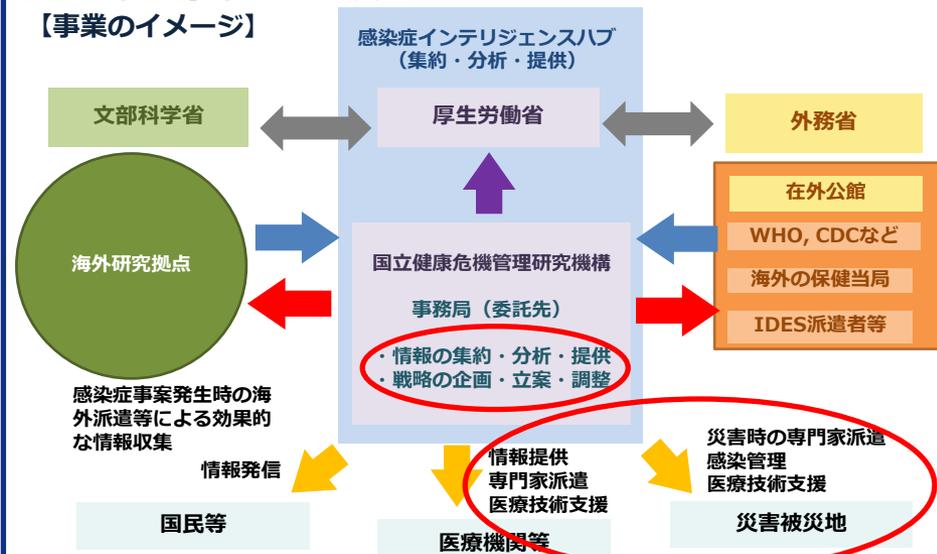
### 3 実施主体・スキーム等

※令和5年度実績  
 ・海外調査派遣：計3回(米国、インド)  
 ・人材育成研修：計5回(受講者のべ199名)  
 ・国内派遣：能登半島地震にて計71名派遣

【実施主体】 国立健康危機管理研究機構

【実施スキーム】 委託により実施

【事業のイメージ】



## 地域健康危機管理体制推進事業等

令和7年度当初予算額 2.5 億円 (4.5 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 令和4年12月に成立した改正地域保健法等により、健康危機発生時に地域の保健師等の専門職が保健所等の支援を行う仕組みであるIHEATが法定化された。保健所設置自治体はIHEAT要員へ研修の機会の提供を行うこととなり、研修等を通してIHEATの体制の強化を行うことが必要である。
- また、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に被災都道府県及び保健所の指揮調整機能等の支援を行うための災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という）が盛り込まれ、その体制強化が求められている。また、災害時に健康危機管理の拠点としての役割を担う保健所については、その被害状況を速やかに関係機関に報告、共有する必要がある。
- IHEATやDHEAT等が健康危機発生時や大規模災害発生時において迅速な支援や協力体制を確立するため、平時より連携体制を強化する必要がある。

### 2 事業の概要

#### ①地域健康危機管理体制推進事業

- ・ DHEAT養成研修に職員を参加させ、各地方公共団体におけるDHEAT構成員の養成、研修等人材の養成を行う。
- ・ 都道府県等における災害時の保健医療活動に係る体制の整備を平時から構築するとともに、本庁、保健所又は市町村等と支援・受援体制の構築のための共同研修や訓練を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の拡大時における対応人材の養成研修に職員等を参加させ、保健所における積極的疫学調査等を担うことのできる人材の養成等を行う。
- ・ 「IHEAT運用要領」に基づき、潜在保健師等の派遣の仕組みであるIHEATの名簿の管理や、名簿登録者に対して積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修等を行う。

#### ②地域健康危機管理対策特別事業

- ・ 健康危機事例が発生した際に、保健所等において緊急的に実施する健康相談など、健康危機事例に応じた地域保健活動に関する事業を行う。

### 3 実施主体等



#### ①地域健康危機管理体制推進事業

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区  
補助率：1/2

#### ②地域健康危機管理対策特別事業

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区  
補助率：10/10

## 地域健康危機管理体制推進事業（地方衛生研究所等の体制強化）

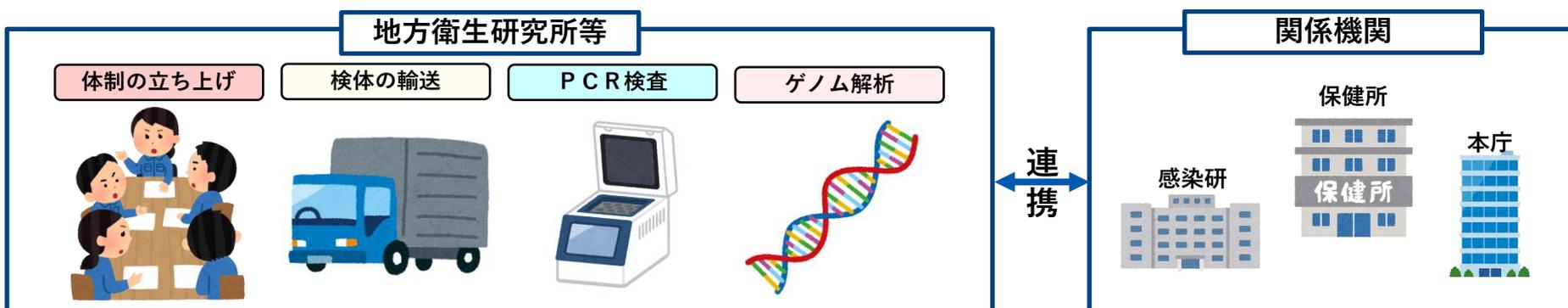
令和7年度当初予算額 1.5 億円（1.5 億円） ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地方衛生研究所等における検査訓練等について支援を行う。

### 2 事業の概要・スキーム等

次の感染症危機に備え必要な訓練のイメージ



感染拡大時に迅速な対応が可能となるよう、必要な訓練を実施

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地方衛生研究所等の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

### 3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区  
補助率：国 1 / 2、実施主体（保健所設置自治体） 1 / 2

厚生労働省

補助

申請等

保健所設置  
自治体

## 地域健康危機管理体制推進事業（保健所の体制強化）

令和7年度当初予算額 0.3 億円（0.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の背景・目的

令和4年の感染症法等の改正により、都道府県等が平時から感染症の発生の予防・まん延防止に備え策定する予防計画において、「人材の養成及び資質の向上に関する事項」について定めることとし、保健所の感染症有事体制を構成する人員が年1回以上受講できるように実施する研修・訓練の回数を目標値としている。

次の感染症危機に備え、保健所における感染症有事体制の構築を速やかに行い、スムーズに感染症対応業務に当たることができるよう、**各保健所における実践型訓練について支援**を行う。

### 2 事業の概要・スキーム等

#### 次の感染症危機に備え必要な訓練のイメージ

#### ① 健康危機事案の発生

#### ② 人員の参集

- ・保健所職員
- ・本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等

#### ③ 体制の立ち上げ

- ・保健所内に対策本部設置、指揮命令系統の確立

#### ④ 感染症対応業務

##### 検体搬送

- ・検体の回収
- ・地方衛生研究所等への検体搬送



##### 患者移送

- ・入院医療機関への患者の移送



##### 積極的疫学調査

- ・患者の行動歴聴取
- ・濃厚接触者の同定
- ・濃厚接触者への連絡



連携

- ・都道府県等本庁
- ・地方衛生研究所等
- ・消防機関
- ・医療機関
- ・市町村



### 3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区  
補助率：国1/2、実施主体（保健所設置自治体）1/2

厚生労働省

補助



保健所設置自治体

申請等

## 世界抗結核薬基金 (GDF) 拠出金

令和7年度予算額1.1億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 世界では、今なお結核により年間170万人が亡くなっている等、対策が急がれているが、特に近年は、従来の治療薬が効かない多剤耐性結核 (MDR-TB) が増加している。
- 多剤耐性結核の診断用検査機器や治療薬が十分に普及していない等の理由から、対策が進んでいないため、世界抗結核薬基金 (GDF) を通じて、貧困国や感染地域等に高品質の検査機器や治療薬を提供する必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 世界抗結核薬基金 (GDF) への拠出を通じて、日本製の結核診断機器や結核治療薬の購入・提供を行い、世界の結核対策に日本の抗結核技術が貢献する。
- 結果的に、日本企業製品の推進と、効果的な結核対策が統合的に実現し、我が国への結核の流入が抑制され、我が国の安全保障が確保されるという成果も期待できる。



アジア中心に結核の脅威が高い地域での流行封じ込め⇒ 世界的流行の終息に寄与

実施主体：世界抗結核薬基金 (GDF)  
拠出先：世界抗結核薬基金 (GDF)

拡充

# 中高年世代活躍応援プロジェクト

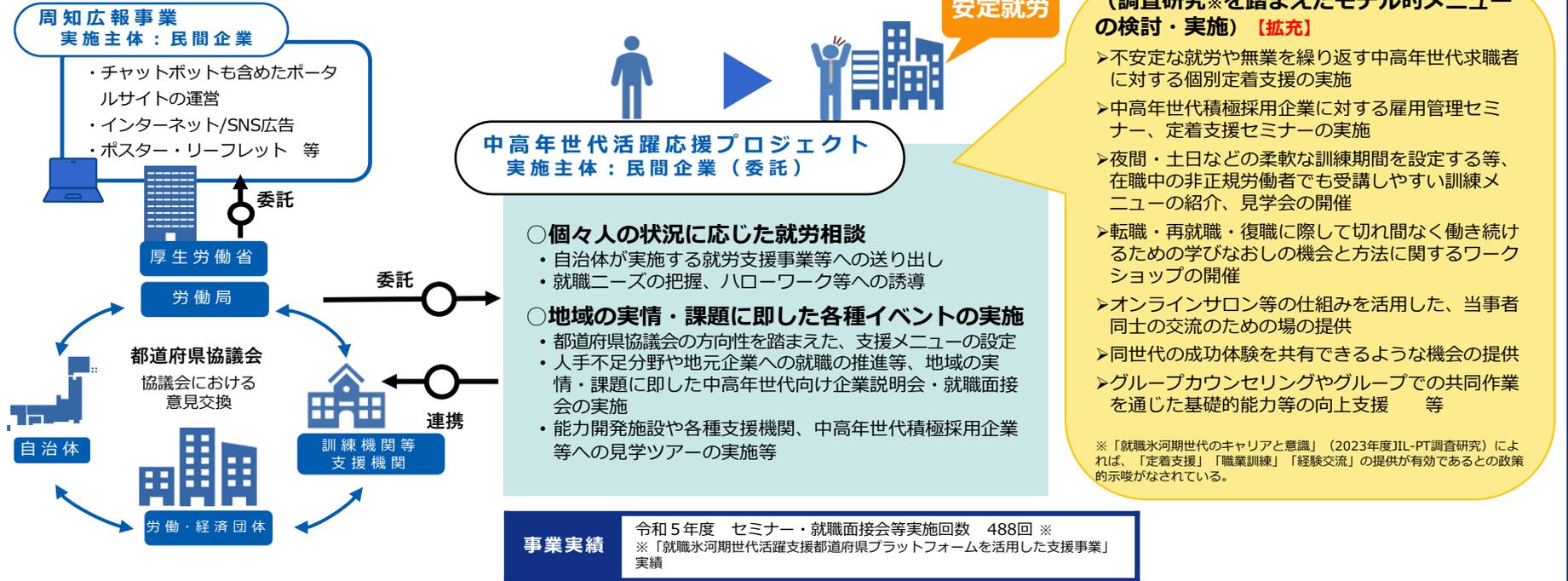
労働特会		子子特会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和7年度予算額 5.6億円 (5.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代には、非正規雇用期間が長く、正規雇用比べて能力開発機会が乏しいため、処遇面も含めて現在も厳しい状況にあり、自己評価が低い傾向があるほか、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在。
- このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援。
- 具体的には、
  - ・労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援の方向性を取りまとめ、その具体化と実施を民間企業に委託。
  - ・委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして支援事業のメニューを作成し、展開。
  - ・また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援をワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



## ⑫生涯現役支援窓口事業 1/1

## 生涯現役支援窓口事業

令和7年度当初予算額 29億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

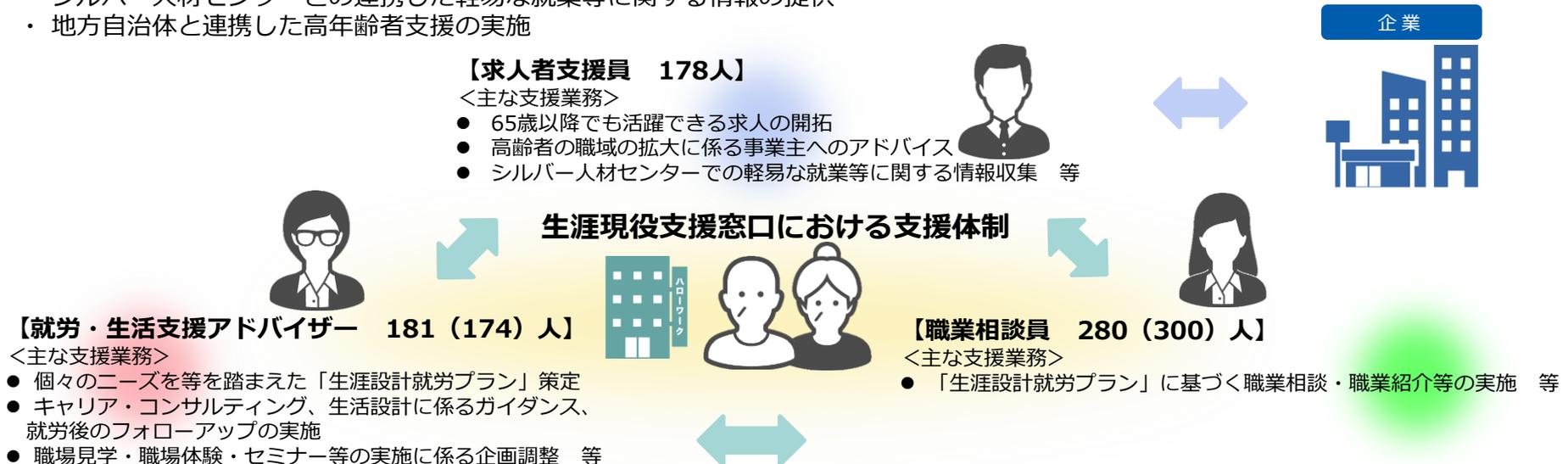
労働特区		子子特区	一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高齢求職者を対象として、就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、高齢求職者の就業ニーズに即した求人の開拓等による総合的な就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

## 2 事業の概要

- **支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高齢求職者のうち、長期失業高齢求職者、離転職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等
- **主な支援内容**：
  - ・ 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
  - ・ 高齢求職者向け求人情報の開拓・提供（65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化）
  - ・ シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
  - ・ 地方自治体と連携した高齢者支援の実施





# 働き方改革推進支援助成金

令和7年度予算額 **92億円**（71億円） ※ ()内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
<b>業種別課題対応コース</b> <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）</small>	<b>建設事業</b>	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等 ①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等 ①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円 ①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円 ①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
	<b>自動車運転の業務</b>	② 年休の計画的付与制度の整備	
	<b>業業に従事する医師</b>	③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	
	<b>砂糖製造業</b> <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>	④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	
	<b>その他長時間労働が認められる業種</b>	⑤ 所定休日の増加	
		⑥ 医師の働き方改革の推進	
		⑦ 勤務割表の整備	
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> <small>（労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）</small>		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
		② 年休の計画的付与制度の整備	
		③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	
<b>勤務間インターバル導入コース</b> <small>（勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）</small>		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
<b>団体推進コース</b> <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組  
 （団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。  
 ※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

## 血液安全・安定供給等推進事業

【令和7年度当初予算額 153百万円(166百万円)】※()内は前年度当初予算額

### 【概要】

- 本事業では、国民の保健衛生の向上を図るため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）第3条で定める基本理念（①血液製剤の安全性向上、②国内自給の原則※と安定供給の確保、③適正使用の推進、等）の実現に向けた、各種事業を実施している。

（※）倫理性・国際的公平性等の観点から、国内で使用される血液製剤について、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造される体制を構築すること。

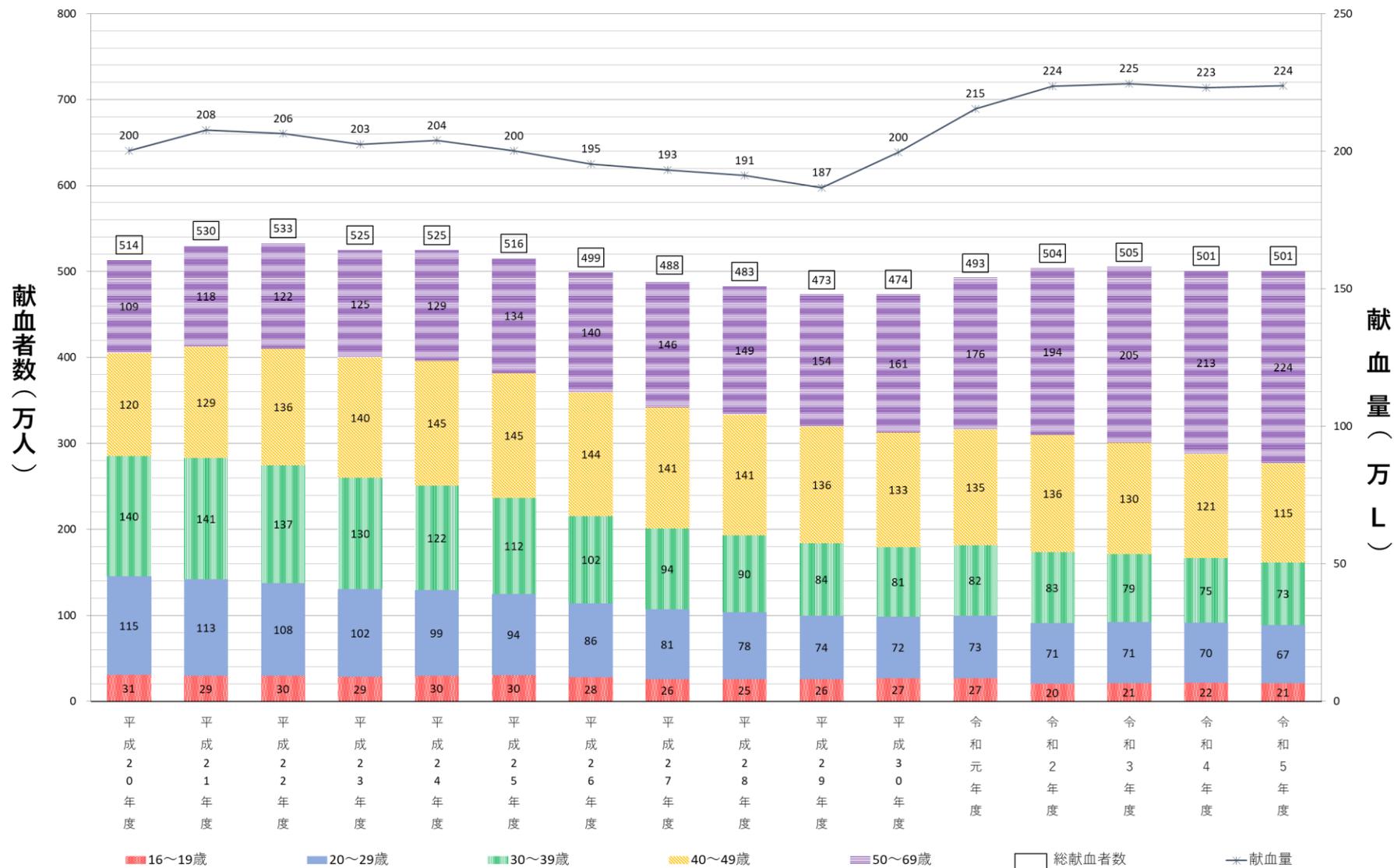
### 【課題】

- 近年、血液事業を取り巻く重要な問題として、若年層（10～30代）の献血者数の低下があげられる。毎年、医療需要に応じた血液の確保目標は達成しているものの、今後、血漿分画製剤の需要増加に伴い必要な血液量が増加する見込みである一方、若年層の献血率は横ばいであり、将来に亘って安定的に血液を確保するためには、若年層の献血者数を引き上げることが必要。そのため、厚労省では以下②の上段のとおり、若年層に向けた献血の普及啓発を重点的に取り組んでいる。

基本理念	主な事業内容
①血液製剤の安全性向上	血液製剤の安全性向上を図るための新興感染症など新たなリスクに対する血液のスクリーニング手法の確立や、血液の安全性を確保するための核酸増幅検査(NAT)が日赤等において適切に実施されているかの精度管理等を行う。 【令和7年度当初予算額:15百万円(15百万円)】
②国内自給の原則と安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来にわたる献血血液の安定供給のため、若年層を対象とした啓発資材の作成や広報キャンペーンの展開、全国大会の開催などをとおして、献血の普及啓発を行う。 【令和7年度当初予算額:63百万円(63百万円)】</li> <li>・ 血漿分画製剤の国内自給体制の整備を図るため、我が国における製造・供給体制の検討や、諸外国における国内自給の状況等の血液事業の現状について調査を行う。 【令和7年度当初予算額:27百万円(38百万円)】</li> </ul>
③適正使用の推進	全国の医療機関における血液製剤の使用実態や適正使用に向けた体制の整備状況を調査し、各医療機関に対して適正使用に取り組むよう働きかける。 【令和7年度当初予算額:48百万円(51百万円)】

※()内は前年度当初予算額

# 年代別献血者数と献血量の推移



※平成30年度以降の献血量は、成分献血による献血量を製造段階での総容量(血液保存液の量を含む)で算出。

## 若年層に対する普及啓発について

① 中学生への普及啓発

献血への理解を促すことを目的としたポスターを全国の中学校に配布【R6年度：10,890校に3.3万枚】（図1）

② 高校生への普及啓発

献血に関する副読本（けんけつHOP STEP JUMP）を全国の高校に配布【R6年度：5,032校に生徒用92万部、教員用5.0万部】（図2）

③ 大学生等への普及啓発

平成30年度からの取組として、大学、短期大学、専門学校等に献血の啓発ポスターを配布【R6年度：4,927校に2.3万部】（図3）

④ 主に10代、20代の若年層を対象とした普及啓発

「はたちの献血」キャンペーン（毎年1～2月）の広報用ポスターを都道府県及び関係団体等に配布【R6年度：4.0万枚】（図4）

⑤ 「愛の血液助け合い運動」（毎年7月）の実施等

- ・ 広報用ポスターを都道府県及び関係団体等に配布【R6年度：3.9万枚】（図5）
- ・ 献血運動推進全国大会の開催【R6年度：7月18日 岐阜県で開催】

⑥ 文部科学省と連携した普及啓発の実施

学校における献血に触れあう機会の受入れを推進するため、文部科学省の協力を得て、日本赤十字社が実施している学校献血や献血セミナーを積極的に受けいれてもらえるよう、学校関係者に協力を依頼している。【令和6年4月12日事務連絡】（図6）



（図1）中学生を対象とした献血への理解を促すポスター



（図2）高校生向けテキスト「けんけつHOP STEP JUMP」



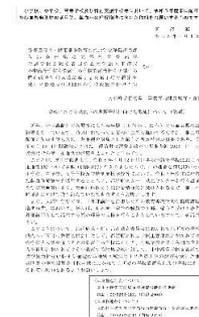
（図3）大学生を対象とした献血啓発ポスター



（図4）「はたちの献血」キャンペーン



（図5）愛の血液助け合い運動



（図6）令和6年4月12日事務連絡（文部科学省）

## 日本社会事業大学の概要

### 目的

将来、社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対し、社会福祉事業の理論及び技術を体得させることにより、指導的社会福祉事業従事者を養成する。

### 事業の概要

○ 実施主体 学校法人 日本社会事業大学 (理事長：名取はにわ 学長：横山 彰)

○ 設 立 昭和33年創立

昭和21年 財団法人 中央社会事業協会(全社協の前身)日本社会事業学校研究科創立  
 昭和26年 学校法人 日本社会事業学校設立(短期大学)  
 昭和33年 学校法人 日本社会事業大学設立(4年制大学)

○ 設置場所 東京都清瀬市竹丘3-1-30 [平成元年渋谷区から移転]

○ 事業内容 ① 指導的社会福祉従事者の養成・研修(再訓練を含む)  
 ② 社会福祉教育に関する研究・開発及びその普及  
 ③ 社会福祉教育・研究に関する国際交流の推進等

○ 社会事業学校経営委託費 397,862千円(令和7年度予算額)

○ 総定員 775人(大学(通信課程を除く)680人、大学院95人)

区分	学部・学科		修業年限	入学定員	総定員
大学	社会福祉学部	1年次入学	4年	160人	640人
		3年次編入学	2年	20人	40人
大学院	社会福祉学研究科	博士前期課程	2年	15人	30人
		博士後期課程	3年	5人	15人
	福祉マネジメント研究科	専門職学位課程	1年	50人	50人
計				250人	775人

### 設立経緯

戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）が、生活保護法の施行に合わせて、社会事業の専門的従事者養成のための学校設立を強く促した。これを受け厚生労働省（旧厚生省）は、昭和21年に指導的社会事業従事者養成の準備に着手し、中央社会事業協会が経営する日本社会事業学校（厚生省委託事業）が設立された。その後、昭和22年の専門学校令にもとづく日本社会事業専門学校（私立学校として整理）を経て、昭和25年には、学校教育法に基づき、組織変更された学校法人日本社会事業学校が経営する日本社会事業短期大学が開校し、日本社会事業学校において専門的な社会事業技術者の養成を開始した。

### 位置付け

学校教育法上は私立大学であるが、指導的社会福祉従事者の養成等を厚生労働省から委託されている唯一の機関である。私立大学等経常費補助金交付要綱第3条より国から委託を受けて行う事業は、私学助成の対象とならず、厚生労働省からの委託費と学生からの授業料等を主たる財源として運営。

### 委託費について

時代に応じた社会的課題に対応するため、社会福祉分野に加え、幅広い分野の知識や経験を兼ね備えた、地域で指導的な役割を担うことのできる人材を継続的に養成していく必要性から、日本社会事業大学に対し、指導的従事者の養成事業を委託している。

当該委託費については、学長及び教職員の人件費や光熱水費などの大学の管理費、学生のための宿舎にかかる経費などの支出から、入学金や授業料などの収入を差し引いた金額を交付している。

施策名:社会事業学校施設整備事業

① 施策の目的

- 地域共生社会を支える福祉人材として指導的社会福祉従事者を養成するための専門教育機関として日本社会事業大学に運営を委託しており、運営にあたり学生が経済的理由から大学進学をあきらめることのないよう、国有財産である土地・建物において事業を実施している。
- 当該建物等については老朽化が進んでおり、建物の維持に必要な改修工事を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

外壁・防水改修工事の実施

図書館棟について、吹付タイル等の剥離、漏水や内部鉄筋の露出、錆等が確認されているため、建物の維持のため喫緊に必要となる外壁・防水の改修工事を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】厚生労働省



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

日本社会事業大学の老朽化への対応を行うことにより、防災機能が強化され、指導的社会福祉従事者の養成等をより安全に実施することが可能となる。

施策名: 社会事業学校環境整備事業

① 施策の目的

- 地域共生社会を支える福祉人材として指導的社会福祉従事者を養成するための専門教育機関として日本社会事業大学に運営を委託している。
- オンライン授業の高度化に伴う、大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

大学教育のデジタル化推進のための環境整備(委託費)

オンライン授業の高度化に伴い、より高度な授業を実施することによる教育の質を向上させるため、大学内のネットワーク環境の整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】厚生労働省

【補助率】定額



委託費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

日本社会事業大学のデジタル化推進への対応を行うことにより、教育環境が改善され、指導的社会福祉従事者の養成等をより効果的に実施することが可能となる。

# 精神科救急医療体制整備事業

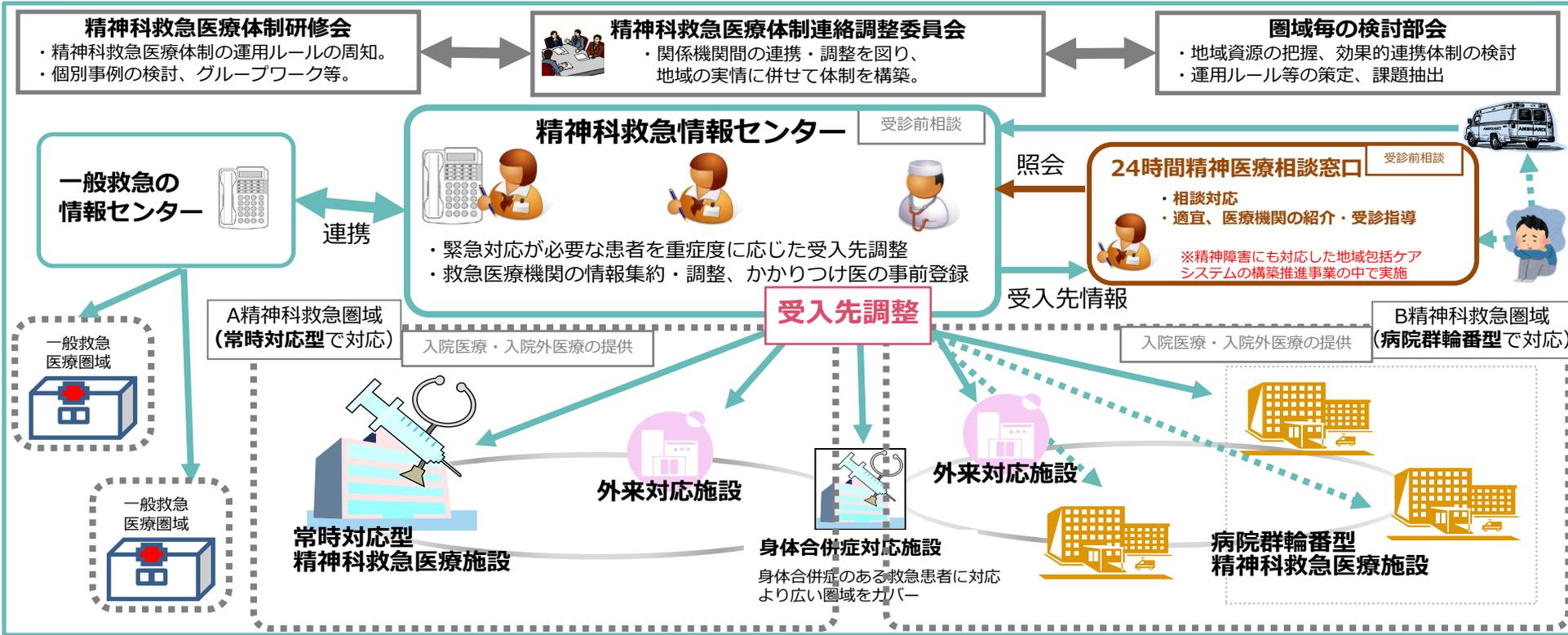
緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする(平成20年度開始)

【実施主体】 都道府県・指定都市  
 【補助率】 1/2  
 【主な事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】  
 (H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正)

第4節 精神科救急医療の確保  
 第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。  
 2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

# 自殺未遂者支援拠点医療機関整備事業

令和7年度当初予算額 16百万円 (16百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

自殺未遂者に対して退院後も含めて継続的に介入し、拠点病院を中心とした関係機関が連携して支援することにより、未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組を推進することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

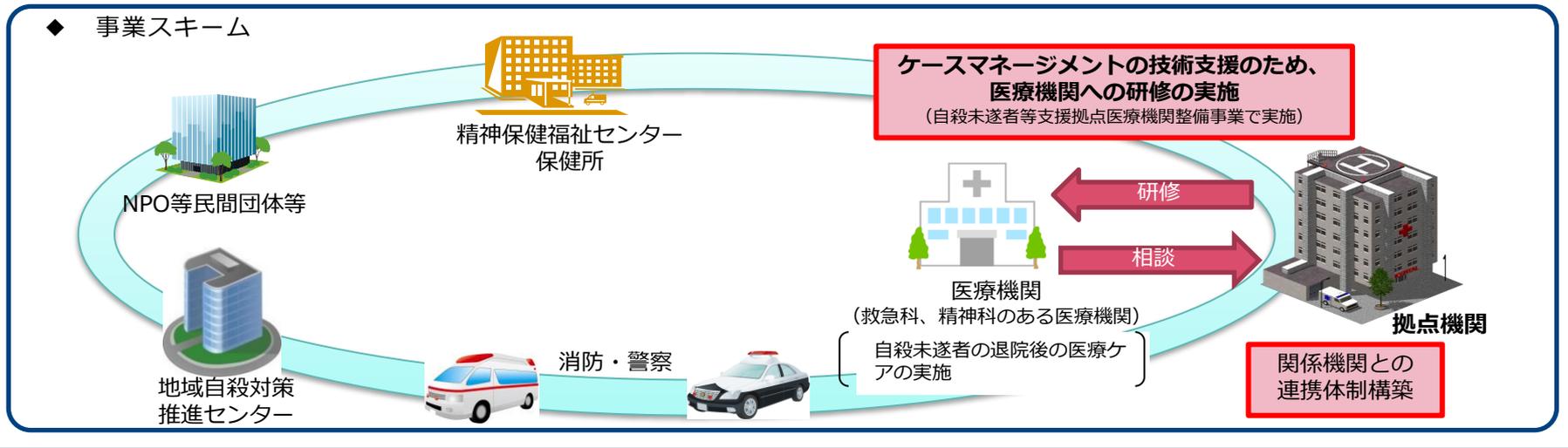
◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

### ◆ 事業概要

- ・ 自殺総合対策大綱（令和4年10月）において、自殺未遂者対策として「生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する」ことが明記された。
- ・ 自殺未遂者支援拠点医療機関は自殺未遂者の再企図を防ぐために救急部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めた継続的な介入や、地域の医療従事者への研修等を実施するとともに、医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化のため、精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・消防・警察等の関係機関のネットワークを構築するための取組を進める。

※ 令和4年度より当事業で実施される研修が、診療報酬上の「こころの連携指導料（I）」の施設基準において求められる「自殺対策等に関する適切な研修」のうちの1つとなった。この点について、自殺総合対策大綱（令和4年10月）においても、自殺未遂者等を精神科医療につなげるため「診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する」こととされた。

### ◆ 事業スキーム



# こころの健康づくり対策事業

令和7年度当初予算額 17百万円 (17百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ① PTSD対策専門研修

#### 【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

#### 【研修内容】

##### ○通常コース（臨床コース、行政・支援者コース）

基礎的知識及び臨床活動に関する講義のほか、自治体職員においても、災害や犯罪被害者等への適切な対応を行えるよう、ケースワーク対応、行政連携などのニーズに適した職員向けの研修を行う。

##### ○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

##### ○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

### ② 児童・思春期精神保健研修

#### 【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

#### 【研修内容】

○児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修  
基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

##### ○児童・思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

##### ○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

### ③ 心のケア相談研修

#### 【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

#### 【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭においた研修を行う。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等、公的機関や教育機関に勤務する者等

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

# 認知行動療法研修事業

令和7年度当初予算額 45百万円 (56百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- うつ病等に対する認知行動療法の研修を通じ、認知行動療法の普及の促進を図ることにより、うつ病の治療体制を確保するとともに、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）に基づき、うつ病を理由とした自殺リスクの軽減を図る。
- 摂食障害についても、認知行動療法の研修を行うことにより、摂食障害の治療体制を確保するとともに、摂食障害の患者による窃盗等の再犯の防止を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

### ◆ 事業概要

うつ病の治療において、認知行動療法を薬物療法と併せて実施することによって自殺のリスクを下げる事が知られており、認知行動療法を普及させることは自殺対策としての有用性が高いと考えられる。また、摂食障害等の治療においても認知行動療法が用いられている。このため、主に専門的にうつ病等の患者の治療に携わる者に対し、その普及を図るための研修を行う。

### 【認知行動療法とは】

- 認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)で、うつ病等になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していくものであり、海外ではうつ病等の精神疾患に対する治療効果・有効性が示され、広く用いられている。
- 一方、国内では十分に普及しておらず、各方面から普及についての必要性が指摘されている。

### ◆ 事業スキーム

認知行動療法を実施するに当たって必須となる基礎的な理論や技法について研修

**集合研修会  
(2日間)**

**研修実施団体**

スーパーバイザーによる  
定期的・継続的な指導

認知行動療法の実践 (4~6ヶ月)

研修修了

※ 研修課程は厚生労働科学研究「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」で作成した認知行動療法の研修マニュアルに沿ったものとする。

# てんかん地域診療連携体制整備事業

令和7年度当初予算額（令和6年度予算額）：31百万円（31百万円）

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

**地域**

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

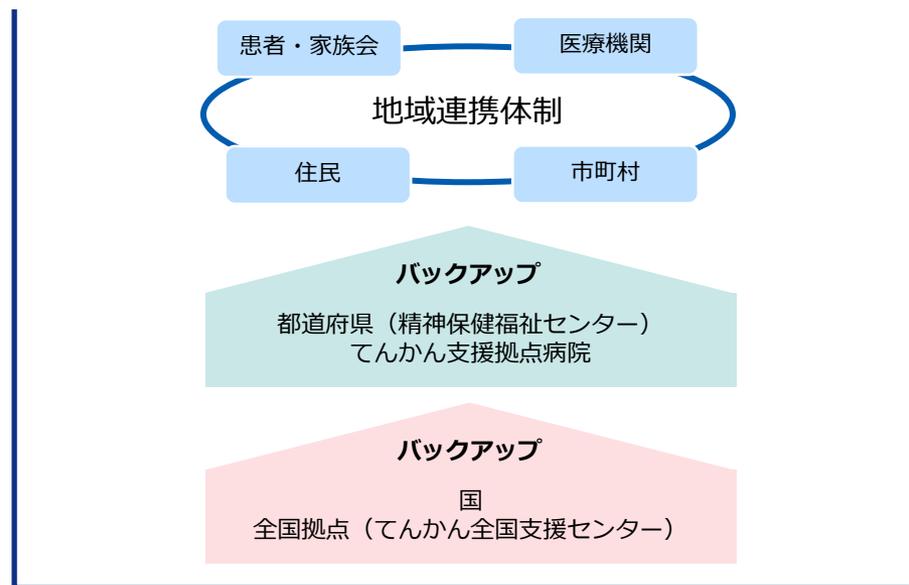
**都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院**

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

**国・全国拠点（てんかん全国支援センター）**

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



## 期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

# 摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和7年度当初予算額（令和6年度予算額）：23百万円（23百万円）

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。摂食を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

**地域**

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

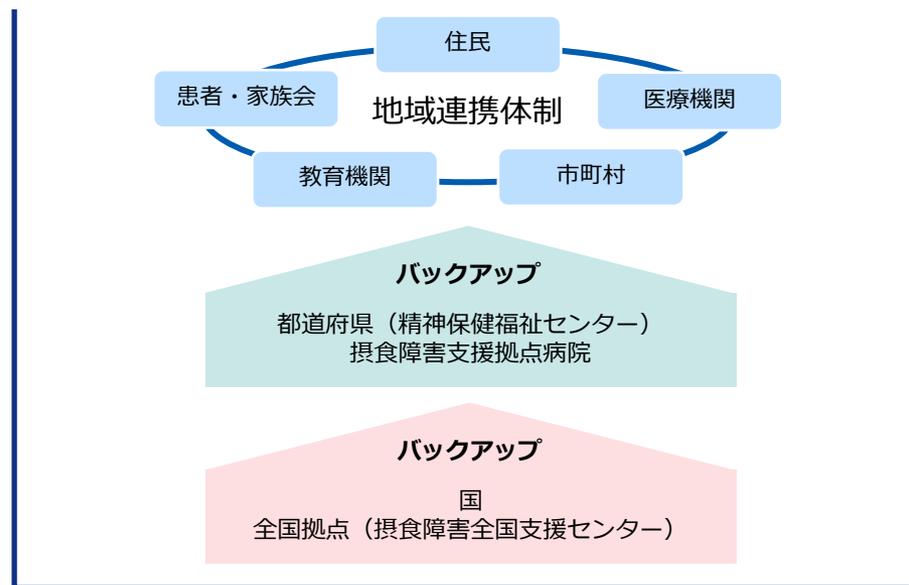
**都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院**

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

**国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）**

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



## 期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現
2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

## 障害者総合福祉推進事業（障害者保健福祉推進事業費）

令和7年度予算額 3.6 億円（2.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

### 事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。

### 事業の概要・スキーム

対象事業(令和6年度の例)

- ・ 高次脳機能障害に関する支援の実態調査及び適切な支援を提供するためのガイドラインの作成
- ・ 療育手帳その他関係諸施策との関係性と影響についての調査
- ・ 障害保健福祉政策についての国際的動向に対応した諸外国の政策等の調査・分析・新たな支援機器開発領域の開拓及び活性化のための実態調査 等

○事業の流れ

- ① 各課室への指定課題の登録依頼
- ② 公募要項、委員協議、実施要綱の作成
- ③ 公募
- ④ 財務会計審査・評価検討委員会の開催、採択
- ⑤ 事業説明会
- ⑥ 交付決定
- ⑦ 実施主体からの実績報告書の提出、事後評価
- ⑧ 実績報告の確定

### 実施主体等

- 1 実施主体：都道府県、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人
- 2 創設年度：平成22年度
- 3 補助率：定額補助（10/10相当）
- 4 実施方法：公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、適当と認められた事業について採択を行う。（1課題あたり上限20百万円）  
なお、外部有識者等により事後評価を行う仕組みも構築している。

支援・相談員について

実施主体：都道府県、市町村（含特別区）

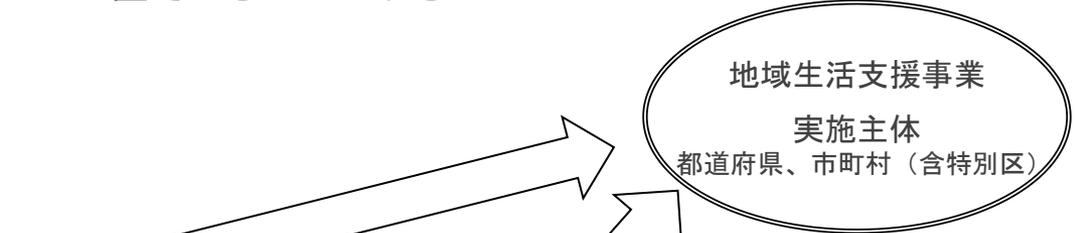
配置

支援給付実施機関  
(福祉事務所等)

中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる者を  
支援給付の実施機関に配置する。

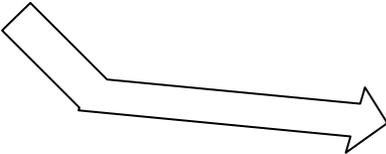
配置基準：支援給付受給世帯数に応じて配置。1世帯当たりの年間  
稼働日数を7日とし、30世帯以上からは常勤1名を配  
置できるものとする。

支援・相談員



報告・連携  
支援メニューの伝達

家庭訪問を通じて中国残留邦人等の  
日常生活上抱えている問題点等を踏まえ  
地域生活支援プログラムにおける  
支援メニューについて助言する



家庭訪問

<支援・相談員の役割>

- ①支援給付及び配偶者支援金の申請受付・相談補助・要件審査補助
- ②日常生活上の生活相談
- ③地域生活支援事業の企画・立案

単独又は必要に応じ職員と同行